

維持管理情報の公開を義務化

優良化で更新期間延長^{など}特例を

排出者の実地確認は努力義務

環境省政策会議

環境大臣はじめ政務三役による政策会議が2月19日、参議院議員会館で行われ、今国会中に提出する予定の2010年廃棄物処理の改正案の概要が明らかになった。排出事業者による処理状況の実地確認については努力義務とする一方、処理業者には施設の維持管理情報の公表を義務付ける形となった。また、都道府県による定期検査を義務付け、優良化については更新期間の延長など特例措置の創設が浮上している。

今回概要が公開されたのは、現政権が特色としている政治主導の方針によるものとみられる。同案の作成に関わっている同省産業廃棄物課は本紙の取材に

2010年処理法改正案概要

・サステイナビリティ（研究所長）の最終報告書を踏まえてのものと思われる。

専門委員会の議論で意見が分かれ、関心を集めたテーマの一つが排出事業者による処理の実地確認。排出事業者には努力義務、処理業者には維持管理情報の公表の義務化という形に対応させたとみられる。

改正案要綱では、事業者が産廃の処分を委託する場合、「処理業者の状況に関する確認を行うよう努めなければならない」（主意）となっている。義務化には反発が予想されたことから、比較的ゆるやかな努力義務となった

とみられる。

一方、処理業者は「施設の設置または管理者は、施設の維持管理に関する計画や維持管理の情報について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」（主意）となった。これは、事業者による処理状況の実地確認を担保するものとみられるが、制度化されると、インターネットの活用が普及し、処理業界のIT化が加速する可能性がある。

維持管理対策の強化として定期検査の義務化が浮上。改正案要綱では「施設の設置許可を受けた者は、環境省で定める期間ごとに、施設の技術上の基準に適合するかどうかについて都道府県知事の検査を受けなければならない」（主意）となつて

施設の新期間の特例措置はわかりやすいメリットといえる。

者について許可の更新期間の特例措置の創設が浮上している。これまで処理業の優良化についてはインセンティブがなく、取り組みが広がらないとの見方が大勢を占めていた。更新期間の特例措置はわかりやすいメリットといえる。

平成22年3月1日
週刊循環経済新聞